

教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る 臨時代理の報告及び承認について

(提案理由)

令和 8 年 1 月熊本県議会臨時会へ提案した教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められ、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要がある。

参考：関係法令条項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 29 条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年 4 月 1 日施行）

第 2 条（教育長へ委任しない事務）

教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(6) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること

第 3 条（臨時代理）

- 1 教育長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。



教政第1138号

令和8年（2026年）1月13日

熊本県知事 木村 敬 様

熊本県教育委員会

教育長 越猪 浩樹

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和8年（2026年）1月7日付け財第141号で意見照会がありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。

財第141号

令和8年（2026年）1月7日

熊本県教育委員会

教育長 越猪 浩樹 様

熊本県知事 木 村 敬

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和8年1月熊本県議会臨時会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算（第10号）の関係部分

第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,485,849千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ999,606,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年1月15日提出

熊本県知事 木村敬

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		229,110,919	716,682	229,827,601
	1 地方交付税	229,110,919	716,682	229,827,601
2 分担金及び 負担金		5,099,497	1,609,752	6,709,249
	1 分 担 金	703,084	449,114	1,152,198
	2 負 担 金	4,396,413	1,160,638	5,557,051
3 国庫支出金		180,053,518	20,103,438	200,156,956
	1 国庫補助金	111,052,307	20,103,438	131,155,745
4 諸 収 入		59,254,270	176,977	59,431,247
	1 受 託 事 業 入 収	1,978,197	121,583	2,099,780
	2 雑 入	7,770,617	55,394	7,826,011
5 県 債		109,795,000	27,879,000	137,674,000
	1 県 債	109,795,000	27,879,000	137,674,000
歳 入 合 計		949,121,070	50,485,849	999,606,919

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		42,990,267	530,794	43,521,061
	1 企 画 費	8,236,216	530,794	8,767,010
2 民 生 費		118,774,469	297,929	119,072,398
	1 社会福祉費	65,252,230	268,025	65,520,255
	2 児童福祉費	43,126,782	29,904	43,156,686
3 農 水 産 業 林 費		78,215,520	12,999,881	91,215,401
	1 農 業 費	21,491,205	20,000	21,511,205
	2 農 地 費	25,803,667	10,779,661	36,583,328
	3 林 業 費	21,307,775	1,640,830	22,948,605
	4 水 産 業 費	6,058,854	559,390	6,618,244
4 商 工 費		65,972,247	182,253	66,154,500
	1 商 業 費	53,098,408	55,803	53,154,211
	2 観 光 費	1,979,409	126,450	2,105,859
5 土 木 費		114,070,608	28,358,214	142,428,822

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 道路橋りょう費	46,369,561	16,370,310	62,739,871
	2 河川海岸費	45,516,809	8,771,071	54,287,880
	3 港湾費	7,205,381	1,301,400	8,506,781
	4 都市計画費	9,549,416	1,694,447	11,243,863
	5 住宅費	2,280,080	220,986	2,501,066
6 教育費		154,501,653	99,666	154,601,319
	1 教育総務費	36,212,545	89,541	36,302,086
	2 高等学校費	35,609,897	10,125	35,620,022
7 災害復旧費		61,140,050	8,017,112	69,157,162
	1 商工災害復旧費	4,372,732	109,112	4,481,844
	2 土木災害復旧費	38,407,856	7,908,000	46,315,856
歳出合計		949,121,070	50,485,849	999,606,919

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 民 生 費		千円 4,440
	1 生 活 保 護 費	4,440
2 衛 生 費		271,421
	1 医 薬 費	271,421
3 商 工 費		4,874,352
	1 商 業 費	3,111,803
	2 工 鉱 業 費	1,762,549
4 教 育 費		89,541
	1 教 育 総 務 費	89,541
合 計		5,239,754

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 総 務 費		千円 793,563	千円 1,165,919
	1 企 画 費	793,563	1,165,919
2 民 生 費		866,154	7,501,942
	1 社 会 福 祉 費	589,683	7,093,855
	2 児 童 福 祉 費	276,471	408,087
3 衛 生 費		272,903	2,578,587
	1 公 衆 衛 生 費	4,554	2,269,212
	2 環 境 衛 生 費	268,349	309,375
4 農 林 水 産 業 費		29,610,925	42,121,282
	1 農 業 費	2,021,950	2,041,950
	2 農 地 費	11,359,505	21,649,642
	3 林 業 費	14,204,030	15,844,860
	4 水 産 業 費	2,025,440	2,584,830
5 商 工 費		204,675	331,125
	1 観 光 費	204,675	331,125
6 土 木 費		70,344,140	92,974,595
	1 道 路 橋 り よ う 費	26,286,748	39,762,652

款	項	金額	
		補正前	補正後
		千円	千円
	2 河川海岸費	33,439,682	40,281,100
	3 港湾費	2,799,817	3,407,517
	4 都市計画費	6,887,635	8,372,082
	5 住宅費	930,258	1,151,244
7 教育費		4,926,295	4,936,420
	1 高等学校費	4,926,295	4,936,420
8 災害復旧費		15,000	4,362,408
	1 商工災害復旧費	15,000	4,362,408
合	計	107,033,655	155,972,278

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>観光施設 現年発生国庫 補助事業費</p> <p>老人福祉施設整備 事業費</p>	<p>千円</p> <p>29,000</p> <p>98,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0%</p> <p>以 内</p> <p>(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内</p> <p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>127,000</p>			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	3,149,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	4,965,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	215,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	507,000			
農地防災国庫補助事業費	436,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	590,000			
湛水防除国庫補助事業費	491,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	1,058,000			
造林国庫補助事業費	90,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	355,000			
林道国庫補助事業費	628,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	697,000			
治山国庫補助事業費	4,414,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	4,632,000			
漁港国庫補助事業費	398,000	(その他)	においては、	は借換えをす ることができ	606,000			
観光施設整備事業費	136,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	率)。	199,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	7,747,000	一部又は全部			12,895,000			
道路維持国庫補助事業費	2,898,000	を翌年度以降 に繰り下げて			3,688,000			
河川国庫補助事業費	1,889,000	借り入れるこ とができる。			4,272,000			
砂防国庫補助事業費	3,563,000	発行価格が			4,530,000	(補 正 前 に 同 じ)		
河川海岸保全国庫補助事業費	151,000	額面金額を下			201,000			
港湾建設国庫補助事業費	584,000	回るときは、 その発行差額			916,000			
土地区画整理事業費	823,000	をうめるため			1,079,000			
街路国庫補助事業費	1,205,000	必要な金額を 加算した額を			1,383,000			
都市公園整備事業費	481,000	限度額とする ことができる。			633,000			
公営住宅建設事業費	452,000				556,000			
土地改良直轄事業負担金	938,000				1,314,000			
農地海岸直轄事業負担金	571,000				668,000			
道路直轄事業負担金	6,825,000				9,718,000			
河川直轄事業負担金	3,221,000				4,823,000			
砂防直轄事業負担金	807,000				1,133,000			
港湾直轄事業負担金	1,577,000				2,165,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共土木直轄 災害復旧事業 負担金	千円 129,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 7,997,000	(補 正 前 に 同 じ)		
観光施設 現年発生単県 災害復旧事業費	15,000	融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	5,000			
計	43,833,000				71,585,000			

令和7年度1月補正予算総括表

教育委員会

一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
教育政策課	4,195,841	57,193	4,253,034	9,068			48,125
学校人事課	116,762,324	10,125	116,772,449	10,125			
文化課	1,498,173		1,498,173				
施設課	8,457,860		8,457,860				
高校教育課	2,556,982		2,556,982				
特別支援教育課	249,706	1,180	250,886	1,180			
学校安全・安心推進課	612,591		612,591				
体育保健課	2,367,487		2,367,487				
義務教育課	517,578		517,578				
社会教育課	1,320,352		1,320,352				
人権同和教育課	30,000		30,000				
一般会計合計	138,568,894	68,498	138,637,392	20,373			48,125

熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	374,950		374,950				
-------	---------	--	---------	--	--	--	--

熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	548,224		548,224				
-------	---------	--	---------	--	--	--	--

合計

(単位：千円)

教育委員会合計	139,492,068	68,498	139,560,566	20,373			48,125
---------	-------------	--------	-------------	--------	--	--	--------

教育委員会 令和7年度1月補正予算 内訳

歳出予算補正（一般会計）

(単位:千円)

課名		事業名	事業内容	補正額
教育費				68,498
教育総務費				58,373
1	教育政策課	熊本県教育情報化推進事業	県立学校学習系ネットワークの更新に伴う、対応ルータの更新・設置に要する経費	57,193
2	特別支援教育課	特別支援学校寄宿舎舎食費継続支援事業	県立特別支援学校寄宿舎における舎食の食材調達費高騰に伴う保護者への経済的支援に要する経費	1,180
高等学校費				10,125
3	学校人事課	県立学校の原油価格物価高騰対応事業	県立学校における給食の食材調達費高騰による保護者の経済的支援に要する経費	10,125

繰越明許費補正（追加）

No	課名	款	項	金額	説明
4	教育政策課	教育費	教育総務費	57,193	熊本県教育情報化推進事業 (理由) 国の補正予算(経済対策)に係る交付決定までに日数を要し、年度内の執行が困難となったため
5	特別支援教育課	教育費	教育総務費	1,180	県立特別支援学校寄宿舎費支援事業費 (理由) 国の補正予算(経済対策)に係る交付決定までに日数を要し、年度内の執行が困難となったため
6	学校人事課	教育費	高等学校費	10,125	県立学校の原油価格物価高騰対応事業 (理由) 国の補正予算(経済対策)に係る交付決定までに日数を要し、年度内の執行が困難となったため